

## Q&A

Q. 1 申請期間はいつまででしょうか？

A 令和4年2月28日（月）まで受け付けします。在学する高校に証明を受ける期間を考慮して、申請の準備を行ってください。また、年1回の申請となっていますので、必ず締め切りまでに申請してください。

Q. 2 学校が休校となった場合、バス通学助成金は何ヶ月分支払われますか？

A 実際に通学した月で助成額を計算し、金額を確定します。

※ 月の3分の1以上の出席がないと、当該月の助成金は支給できません。

Q. 3 バス通学助成金の金額はいくらですか？

A 特定路線におけるバス乗車区間の3ヶ月通学定期代相当額を3で割った額の20%（百円未満切捨て）となります。

例えば、愛川町役場から本厚木駅までの場合は、3ヶ月通学定期代相当額が46,940円ですので、これを3で割り、20%をかけると、3,129円となります。百円未満を切り捨てますので、助成金の月額が3,100円となります。保護者の方への助成は1年間分ですので、3,100円の12ヶ月で、年間支給額は、37,200円となります。

### 特定路線について

原則、愛川町内にあるバス停及び田名バスターミナルから、その路線の終点までの区間をいいます。

Q. 4 自転車通学助成金の金額はいくらですか？

A **自転車本体購入額の2分の1**（ただし、限度額20,000円）となります。申請書に、領収書・レシート・販売証明書・自転車保険加入時の書類などの、自転車本体の購入金額がわかる書類の写しを添付してください。

なお、平成31年4月1日以降に入学した生徒については、**電動アシスト自転車購入助成金の限度額は60,000円**になります。

Q. 5 高校にバスと自転車を利用して通学していますが、バス通学助成金と自転車通学助成金の両方を受けることができますか？

A バス通学助成金と自転車通学助成金の両方を受けることはできませんので、どちらか一方を選択してください。また、助成を受けるためには在学する高等学校等に、通学にバス又は自転車の利用を届け出ている必要があります。

Q. 6 現在、高校1年生でバス通学をしているため、バス通学助成金の申請を考えています。高校2年生になってから自転車通学をすることも考えられますが、1年生でバス通学助成金を受けて、2年生で自転車通学助成金を受けることはできますか？

A 一度、バス通学助成金を受けてしまうと進級して学年が変わっても自転車通学助成金を受けることはできません。また、自転車通学助成金を一度でも受けた場合、バス通学助成金を受けることはできませんのでご注意ください。

問い合わせ先

愛川町教育委員会教育総務課 電話046-285-2111 内線3613.3614